

豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業
プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

豊橋市

豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業プロポーザル実施要領

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	応募資格と留意事項	1～3
4	担当部局	3
5	事業者選定の流れ	3
6	全体スケジュール	4
7	提案募集の手続き	4～6
8	提案書における提示条件	6～7
9	提案書の作成要領	7～8
10	評価の手続き及び契約候補者の特定	8～10
11	契約に関する事項	10

1 趣旨

豊橋市（以下「本市」という。）では、ゼロカーボンシティの実現を目指し温室効果ガスの排出量及び消費電力を削減することを目的として、初期費用を抑え且つ早期に更新が可能なリース契約により既設公共建築物等の照明をLED照明に更新する。なお、実施にあたっては、事業者からの優れたノウハウを活かした提案を受け、最も優れている提案者を公募型プロポーザルにより選定し、実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業

(2) 業務内容

別紙「豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業 賃貸借仕様書」のとおり

(3) 業務対象

本業務の対象は、本市や指定管理者が維持管理する公共施設（福祉施設）照明約6,000灯とする。なお、既存公共施設（福祉施設）照明の調査、確認業務の際に既にLED照明に更新されている器具が判明した場合は、市及び提案事業者で協議の上、該当器具の取り扱いについて定めるものとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和18年3月31日まで

（賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日まで）

(5) 業務場所

豊橋市市内一円

(6) 契約上限金額

150,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）（※債務負担行為を設定する。）

なお、既存公共施設（福祉施設）照明の調査、確認業務の際に判明した照明の総数が「既設照明・提案照明一覧表（様式10）」に示す器具数・灯数に対し増減した場合は、判明後の数量に合わせて、上限金額の範囲内で市及び提案事業者協議の上、契約金額を定めるものとする。

(7) 契約方式

リース契約

※本市は令和8年4月1日の維持管理期間開始より10箇年にわたりリース費を毎月均等に事業者に支払うものとする。

3 応募資格と留意事項

(1) 応募要件

ア 応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同）とする。

イ グループで応募する場合は、リース役割を担う代表者1者（事業役割が複数の場合は、その代表者）を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責めを負うものとする。

ウ 応募時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

- ① リース役割…本市との連絡窓口となり、資金調達、回収業務、保険業務及び契約等諸手続きを行い、業務遂行の責めを担う。
 - ② 調査役割…現地調査に関する業務を実施する。
 - ③ 施工役割…施工に関する業務を実施する。
 - ④ 維持管理役割…業務期間中における対象設備の維持管理を行う。
 - ⑤ その他役割…①～④以外の設計、器具供給などに関する業務を各々実施する。
- ※①～④に関わる一事業者が複数のグループの構成員になることはできないものとする。

(3) 応募者に必要な資格及び業務実施上の条件

ア 応募者の資格は、プロポーザル参加意向申出書（様式1）の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。なお、グループの場合、①及び②についてはリース役割が、③～⑧については各構成員が要件を満たすこと。

- ① 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種において、「リース・レンタル」小分類「機械器具」について登録されていること。
 - ② 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ④ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - ⑤ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
 - ⑥ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- イ リース役割及び施工役割を担う者は、自治体の所有する公共施設照明のESCO事業若しくはリース事業、又は公共工事等によるLED化事業のいずれかの実施実績を有していること。

（実績は令和7年4月1日現在において工事が完了しているものを指す。）

ウ 施工役割を担う者については、本市が発注する電気工事における競争入札資格を有しており、かつ、建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 施工役割を担う者については、監理技術者（電気工事）を配置できること。

(4) 応募に関する留意事項

ア プロポーザルに関する全ての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的で提出書類を使用しない。

- ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項又は第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- オ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- カ 1 応募者は、1つの応募しか行うことができない。
- キ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- ク 提出した書類の変更はできない。ただし、提出期限内での誤字脱字等の軽微な修正に関しては、この限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- ケ 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- コ 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- サ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- シ 参加意向申出書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加意向申出書及び提案書を無効とする。
- ス 施工・維持管理に当たっては、下請け等で可能な限り市内電気事業者を活用し、本事業の地域経済への波及効果を図ること。

4 担当部局

郵便番号 : 440-8501
所在地 : 愛知県豊橋市今橋町1番地
担 当 : 環境部環境政策課
電 話 : 0532-51-2418
ファックス : 0532-56-5126
電子メールアドレス : kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp
ホームページアドレス : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/2799.htm>

5 事業者選定の流れ

(1) 提案資格の確認と通知

参加を申し出た者の参加資格要件を確認し、結果を通知する。

(2) 契約候補者の特定

豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業プロポーザル評価委員会により提案内容を評価基準に基づき採点し、合計得点が最も高い提案者を契約候補者として特定する。

(3) 詳細協議

契約候補者は、仕様書、提案書を基に、契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(4) 事業者の選定

契約候補者と本市との協議が整えば契約を締結する。契約候補者との協議が整わない場合は、次点の者との詳細協議を行う。なお、契約締結までの費用については契約候補者の負担とする。

6 全体スケジュール

項 目	日 程
公告	令和7年5月23日（金）
参加意向申出に関する質問書の受付	令和7年5月23日（金）～5月30日（金）
参加意向申出に関する質問書の回答	令和7年6月6日（金）
参加意向申出書及び資格確認書類の受付	令和7年6月6日（金）～6月12日（木）
提案資格確認結果の送付	令和7年6月13日（金）
提案書の作成に関する質問書の受付	令和7年6月13日（金）～6月19日（木）
提案書の作成に関する質問書の回答	令和7年6月26日（木）
提案書の受付	令和7年6月26日（木）～7月11日（金）
プレゼンテーション、ヒアリング	令和7年8月8日（金）
契約候補者の特定、選考結果通知	令和7年8月15日（金）
詳細協議	令和7年8月15日（金）～8月22日（金）
契約締結	令和7年8月29日（金）

（注）このスケジュールはあくまでも予定であり、変更することがある。

7 提案募集の手続き

(1) 参加意向申出書及び資格確認書類の提出

ア 提出書類

以下の書類にそれぞれ書類番号を記した表紙とインデックスをつけ、A4縦型ファイルに綴じたものを1部提出すること。

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- ② グループ構成表（様式4）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明記する。構成員の間で交わされた覚書等の内容を添付すること。各会社の履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）も添付すること。

③ 会社概要

企業設立から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- ・会社概要（商号又は名称、代表者役職氏名、所在地等）（様式5－1）
- ・企業状況表（様式5－2）

- ・有資格技術社員内訳表（様式５－３）
- ・各役割の責任者業務実績表（様式５－４）

④ 経理状況説明書

直近２決算期における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表を綴じたもの（単体で可）。写しも可とする。

⑤ 関連事業実績一覧表（様式６）

ESCO事業やリース事業等の実績について、様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

- ・事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・発注者 : 発注者名を記入すること。
- ・受注形態 : 単独、共同企業体、グループの別を記入すること。
- ・契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）
- ・契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
- ・契約期間 : 契約始期及び終期を記入すること。
- ・施設概要 : 施設の主な用途、構造、規模数量等、改修工事完了年月日を記入すること。
- ・主な契約内容 : 対象機器、省エネルギー率、ESCO事業やリース事業等の有無、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。

⑥ 各資格者証の写し

施工役割会社における各資格者証（表・裏）の写しを提出すること（１名以上）。

⑦ 監理技術者証の写し

施工役割会社における監理技術者証（表・裏）の写しを提出すること（１名以上）。

⑧ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式７－１）及び役員等氏名一覧表（様式７－２）

※グループでの応募の場合は、①・②・④についてはリース役割事業者のみ提出すること。

③・⑧については、応募者全ての構成員が提出すること。⑤については、リース役割、施工役割事業者が提出すること。⑥・⑦については、施工役割事業者のみ提出すること。

イ 提出先

「４ 担当部局」と同じ

ウ 提出方法

持参（土・日曜・祝日・休日を除く午前８時３０分から午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

エ 提出期限

令和７年６月１２日（木） 午後５時必着

オ 参加意向申出に関する質問

① 質問先

「４ 担当部局」と同じ

② 受付期限

令和７年５月３０日（金）まで

③ 質問方法

質問書（様式２）に必要事項を記載し、土・日曜・祝日・休日を除く午前８時３０分から午後５時までに電子メールにより提出すること。なお、送信方法は、電子メールに様式のデータを添付し、件名に「公共施設（福祉施設）照明LED化事業質問書」と記載することとし、メール送信後、必ず電話でメールの到着を確認すること。

④ 質問への回答

令和7年6月6日（金）

提出された質問を取りまとめて担当部局ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。（口頭による個別対応は行わない。）

(2) 提案資格の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により通知する。

令和7年6月13日（金）にメールにより通知

(3) 提案書の作成に関する質問の受付・回答

ア 質問の方法

① 質問は、質問書（様式2）を使用し、電子メールにて行うものとする。

② 送信方法は、電子メールに様式のデータを添付し、土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時までに、件名に「公共施設（福祉施設）照明LED化事業質問書」と記載して送信することとし、メール送信後、必ず電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期限

令和7年6月19日（木）

ウ 質問への回答

令和7年6月26日（木）

提出された質問を取りまとめて担当部局ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。（口頭による個別対応は行わない。）なお、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 提案書の提出

提案資格確認結果通知書により提案資格を有すると通知された応募者は、本市が提供する配付資料に示す資料を基に提案書を作成し提出すること。

ア 提出書類

「9 提案書の作成要領」によるものとする。

イ 提出先

「4 担当部局」と同じ

ウ 提出方法

持参（土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

エ 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時必着

(5) 参加を辞退する場合

提案資格を有する通知を受けた後に応募者が参加を辞退する場合は、提案書の提出期限の前日（令和7年7月10日（木））までに辞退届（様式3）を1部、担当部局に持参（土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（必着）で提出すること。

8 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき提案書を作成する。

ア 本業務を実施できること。なお、ここでの本業務とは、公共施設（福祉施設）照明のLED化等に係る提案からリース契約までの全てをいう。

イ 本市が定めた照明仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。

ウ LED灯具以外に仕様書に定めた業務を実施する上で必要な設備についても対応すること。

エ 本市の事業スケジュールに基づき調査及び工事等を遂行できること。

- オ 対象設備の維持管理について計画書を提出し、本市の承諾を受けた上でこの計画に基づいて維持管理を行うこと。また、維持管理に係る経費は原則として事業者負担とする。
- カ 本業務の契約終了時の引き継ぎ対応について具体的な提案を示すこと。
- キ その他、この要領に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 提案書の作成要領

(1) 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦型ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出すること。

- ア 提案書提出届（様式8） ※ 正本のみ添付すること
- イ 関連事業実績一覧表（様式6）
- ウ 「イ」に係る施工実績が分かる書類（契約書等）の写し
- エ 提案の概要（様式9）
- オ 既設照明・提案照明一覧表（様式10）
- カ 削減効果一覧表（様式11）

光熱費の削減効果及びCO2排出量の削減効果については、次の換算値で行うこと

電気（低圧・高圧）料金の削減効果	25円／kWh
CO2排出量の削減効果	0.000421t-CO2／kWh

- キ 見積書（様式12）※「オ」（様式10）に記載した金額と賃借料を一致させること。
- ク 工程計画書（様式13）
- ケ 主な使用器材提案書（様式14）
- コ 施工等計画書（様式15）
- サ 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式16）
- シ 契約終了時の引継ぎ対応（様式17）

(2) 記載上の留意事項

- ア 副本には提案者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。
- イ 提案書は定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とする。
- ウ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとし、全てを横書きとする。なお、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。
- エ 提案書提出届（様式8）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類をA4縦型ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- オ 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は10%とすること。

(3) 提出書類の記載事項

- ア 提案書提出届（様式8）
- イ 関連事業実績一覧表（様式6）
参加意向申出の際に提出したものと同一のものを、企業名のみ記載せずに提出すること。
- ウ 提案内容総括
 - ① 提案の概要（様式9）
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

(A 4版 3枚以内で記載)

エ 提案内容詳細説明

- ① 既設照明・提案照明一覧表(様式10)
対象となる既設照明について、提案照明を全て記載すること
- ② 削減効果一覧表(様式11)
光熱費及び温室効果ガス排出量の削減効果について、提案内容を記載すること
- ③ 見積書(様式12)
既設照明・提案照明一覧表(様式10)の記載内容に合わせて、賃借料の見積金額を記載すること。

オ 工程計画書(様式13)

契約締結から維持管理開始までの施設ごとの調査、施工を含めた具体的なスケジュールについて、班編成等の根拠を含めて記載すること。
調査、施工等にあたっては、施設は随時供用していることを踏まえ、できるだけ施設使用が可能となる提案を記載すること。

カ 主な使用器材提案書(様式14)

主な使用器材の詳細について、器具の姿図や数値的な根拠を交えて下記の項目を記載すること。(A 4版 5枚以内で記載)

- ① メーカー及びその製造実績並びにOEM製品でないことを明らかにするもの
- ② 耐用年数などを考慮した器具選定による維持管理費の削減
- ③ 照度に関する考え方
- ④ 汎用品の柔軟な選定などによるコスト削減案

キ 施工等計画書(様式15)

施工計画について下記の項目を記載すること。(A 4版 5枚以内で記載)

- ① 施工中の安全対策及び近隣住民への配慮
- ② 廃棄物の運搬、処理、分別、再利用計画
- ③ 施工に関する市内事業者の活用

ク 維持管理等提案書(維持管理計画書)(様式16)

維持管理対業務の詳細について下記の項目を記載すること。(A 4版 4枚以内で記載)

- ① 設備不備(不点灯など)の受付方法(規模・体制・継続性など)
- ② 設備不備(不点灯など)を受けてからの初動までに要する期間
- ③ 施工指示から完了報告までの組織体制及び手続き
- ④ 災害等緊急時の連絡体制及び復旧体制

ケ 契約終了時の引継ぎ対応(様式17)

業務期間終了時の引継ぎ対応について記載すること。(A 4版 2枚以内で記載)

10 評価の手続き及び契約候補者の特定

(1) 評価の手続き

提出された提案書等について、豊橋市公共施設(福祉施設)照明LED化事業業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

ア 第一次審査(書面審査)

提案者が5者以上の場合には、全ての提案書を審査し、上位4者を第二次審査対象者として選定する。なお、審査結果及び第二次審査の案内等については、令和7年7月28日(月)までに電子メール又はFAXで別途通知する。また、非選定理由についての説明の請求について

は、「(4)評価結果の通知及び公表」ウ～カの「特定」を「選定」と読み替えるものとする。

イ 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程：令和7年8月8日（金）

出席者は6名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度（提案の説明10分以内、評価委員による質疑応答15分程度）を予定している。

(2) 評価基準

別添「評価基準」による

(3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 評価委員会各委員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「価格」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（第一次審査を実施した場合の選定についても同様とする。）。

カ 事業者の募集、評価及び契約候補者の特定において、最終的に応募者や契約候補者になり得るものがない場合、又はいずれの提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、契約候補者を特定しない場合がある。この場合は、この旨を速やかに担当部局ホームページにおいて公表する。

(4) 評価結果の通知及び公表

ア 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書」により通知する。

イ 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業プロポーザル契約候補者の特定について」を担当部局に配置し、これを閲覧させること及び担当部局ホームページにおいて公表する。

ウ 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

エ 非特定理由についての説明の請求先

「4 担当部局」と同じ

オ 請求期間

通知を受けた日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない）以内の午前8時30分から午後5時までとする。

カ 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の末日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない）以内に電子メールにより行う。

(5) 無効となる提案

次に該当する提案は、無効とする。

ア 本実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

- イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 「8 提案書における提示条件」に違反した提案
- エ 見積金額が契約上限金額を超える提案
- オ 業者と委員の接触の事案が認められた場合など、評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

11 契約に関する事項

(1) 契約の手順

- ア 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、詳細協議の相手方とする。
- イ 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- ウ 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ① 「3(3) 応募者に必要な資格及び業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ② 提案が「10(5) 無効となる提案」に該当し無効となったとき
 - ③ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

(2) 契約の時期

令和7年8月（予定）

(3) 契約の概要

本募集要領、仕様書、提案書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事、維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。